

●日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金等を活用して鉄道施策を推進するため、JR北海道及びJR四国の経営の安定化、JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物の設備投資への支援、整備新幹線の着実な整備、並行在来線への支援等に関する所要の措置を講じる。

JR北海道、JR四国、JR九州、JR貨物に対する支援

1. JR北海道及びJR四国の経営安定基金の積み増し(無利子貸付方式)

機構は、JR北海道及びJR四国の経営の安定化を図るため、これらの会社に対して、償還期間20年、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める利率の特別債券を発行できることとする。

この場合において、機構は、これらの会社に対して、特別債券の引き受けに要する費用に充てるための資金を無利子で貸し付けることができることとする。

○ JR北海道：2200億円、JR四国：1400億円

2. JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物の設備投資に対する支援 (平成23年度～平成32年度)

機構は、JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物に対して、これらの会社の設備投資に要する費用に充てるため、助成金の交付及び無利子貸付を行うことができることとする。

○JR北海道 600億円(助成金1/2、無利子貸付1/2)

○JR四国 400億円(助成金1/2、無利子貸付1/2)

○JR九州 500億円(無利子貸付)

○JR貨物 700億円(無利子貸付)

190億円(青函トンネル用機関車等で、助成金1/2、無利子貸付1/2)

整備新幹線の着実な整備(1500億円)

機構は、北陸新幹線(高崎―長野間)の建設に係る債務の償還を行うための資金を特例業務勘定から建設勘定に繰入れることができることとする(平成23年度)。これによって、これまで債務の償還に充当していた新幹線の貸付料収入を整備新幹線の建設費に充当することにより、整備新幹線の着実な整備を行う。

並行在来線の支援(貨物調整金)(1000億円)(平成23年度～平成32年度)

JRから経営分離された並行在来線を支援するために機構が建設勘定において行う貨物調整金交付業務に要する費用に充てるため、特例業務勘定から建設勘定に費用の繰入れを行うことができることとする。